

## 役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こがも福祉会（以下「法人」という。）の理事・監事・評議員（以下「役員」という。）の報酬、費用弁償に関する事項を定める。

(報酬及び常勤役員退職時の手当)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給する。ただし、職員が役員となっている場合は支給しない。

- 2 理事会等出席の支給額は、日額5,000円とする。
- 3 その他の法人及び施設業務に係わる報酬は、時給1,500円とする。但し、出張による日当の支払がある場合を除く。
- 4 理事長に対して責務の重大性があることから、役職手当として月額50,000円の報酬を支払う。ただし、常勤役員の場合を除く。
- 5 1年以上勤務の常勤の役員にたいし、退職時の基本給3ヶ月分を退職時の手当として支払う。

但し、雇用保険が適用となった場合は、支払わない。

第3条 役員報酬は、理事会等当日もしくは、翌月末日まで（末日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事会等の会議に出席するための費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は、役員の居住地から計算し、1キロあたり20円の交通費を弁償する。
- 3 理事会等出席の交通費の請求は、交通費支給申請書を提出しなければならない。

(報酬及び費用弁償の辞退)

第5条 役員は、上記報酬及び費用弁償を辞退する事ができる。辞退する場合は、理事長に辞退届を提出しなければならない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得て改正する。

付則 この規程は、平成29年6月10日から施行する。